

戦中・戦後の曳山祭

西川 文雄

① はじめに

長浜曳山祭の歴史のなかで一三年もの長きにわたって曳山狂言が休止し、曳山の巡行もない時期が昭和一二年から昭和二四年にかけてであった。

江戸時代には將軍家や領主であった井伊家の不幸や飢饉などによって休止・中止・延期があったことは曳山狂言外題帳などに出てくる。さらに明治以降も、戊辰戦争・八幡宮本社落雷焼失・日清戦争・英照皇太后崩御・凶作・大水害・日露戦争による狂言見合わせ、電話線架設による曳山通行困難、明治天皇崩御・昭憲皇太后崩御・第一次世界大戦・大正天皇崩御・満州事変による休祭や休狂言が一年ないし二年あったが、曳山狂言や曳山巡行のない八幡宮の祭りはおこなわれている。「總當番記録」によれば、現在運営の原型となっている曳山祭の「祭典申合規約」は、大正一二年にまとめられた。この申合せにしたがって、曳山祭の執行機関の總取締（總當番）主催の山組集会という会議で審議され、祭典の執行が決まっていくなっている。ここでは、長浜曳山祭の歴史のなかで休止することになった戦時中の祭りやそれが戦後になって復活するところの様子について「總當番記録」によって見ていくことにする。

② 戦中の曳山祭

長浜曳山祭で曳山巡行および曳山狂言をおこなわなくなったのは、昭和一二年一〇月の祭りからである。当時曳山祭は長浜祭と称して秋祭りにおこなわれていた。この年、七月の盧溝橋事件をきっかけとして日中戦争に突入した。これにともなって「国威宣揚」や「武運長久」を祈願する動きが拡大した。長浜でも七月二六日には長浜町在郷軍人分会が青年団や国防婦人会とともに国威宣揚祈願祭をおこなっている。九月からは国民精神総動員運動が政府により開始された。長浜町では一〇月一三日から一九日までを国民精神総動員強調週間としたため長浜祭と重なることになった。

こうした状況のなかで、長浜祭も一〇月の祭礼に備えて九月に開かれた定例の山組初集会や總取締会（現在の總當番）・臨時山組集会などで、国威宣揚武運長久禱願祭として一〇月一五日に執行されることになった。具体的にはつぎのように開催されている。

一〇月一三日 起し太鼓、七時幣迎え、一一時神輿渡御。

一〇月一五日 八時長刀組太刀渡り、九時太刀渡り御旅所着、

一〇時官祭。

各曳山は山蔵前で山飾り・御幣奉安・お神酒・鏡餅を供える。

一四時禱願祭、一八時神輿還御・

一九時半太刀渡り・長刀山自町へ。

一〇月一六日 一〇時までに幣戻し。

曳山の巡行と曳山狂言はおこなわれず、それにかかわる登り山・夕渡り・朝渡り・戻り山などの行事は取りやめとなっている。その他の祭

り行事はおこなわれている。また曳山は各山組の山蔵前に曳き出されて山飾りされた。現在の祭りにおける暇番山の山蔵前での山飾りと同様の様子であったことがわかる。

また、禱願祭は、能楽堂南に出征軍人遺族席、同南へ来賓席、鳥居正面に氏子総代席・七郷席、そして御幣拝受順に長刀組席・月宮殿席・狸丸席・常磐山席・鳳凰山席・春日山席・高砂山席、拝殿正面西側に諫鼓山席・翁山席・萬歳樓席・孔雀山席・壽山席・青海山席・總取締席という配置であった。一般参拝者席は拝殿正面と西側の各山組席の後ろに設けられた。このときの情景が記念写真にも残っている。

ついで昭和十三年・十四年も前年同様の日程に準じて祭りがおこなわれた。一五日には武運長久祈願祭が八幡神社（八幡宮）で、一六日は幣戻し後に慰霊祭が近くの長浜小学校の講堂でおこなわれている。

昭和一五年は紀元二千六百年であるため、その記念事業が山組集会で検討されている。狂言執行を提案する山組や曳山倉庫を建設して陳列し、外来者の鑑賞をできるようにして、勸業の一助にしてはという意見も出された。なかでも一二組の曳山を神前に曳きつけるという案は検討対象になったが、意見統一ができないので実施されず、前年の日程にしたがって祭りはおこなわれた。この年は一五日の一四時から国威宣揚武運長久祈願祭、ついで一五時から慰霊祭が八幡神社社務所でおこなわれた。祈願祭では拝殿に出征家族席、拝殿の東側に来賓・長刀組・御幣拝受順第一番山組から第五番山組、拝殿西側に總取締・第六番山組から第一二番山組の席が設けられた。

昭和一六年の祭りは、九月の山組集会で總取締当番組の二基の曳山で狂言を執行して、戦時下久々に神慮を慰むるとして準備が始まったが、

一〇月八日の總集会で、一〇月二日から防空演習が始まるため、中止となり、祈願祭や慰霊祭も取りやめとなる。祭りの実際は多少予定時刻とは異なったが、つぎのようにおこなわれている。

一〇月二三日 起し太鼓、七時幣迎え、一時半神輿渡御。

一〇月一五日 八時半太刀渡り八幡神社参着、能楽堂にて挨拶を受け、小憩後、退列の表示をして九時に御旅所へ向かう。

一〇時半官祭、一九時還御祭・神輿還御・長刀組自町に戻る。

一〇月一六日 七時一九分幣送り。

一三日の起し太鼓は防空演習のためか一日からの音響停止ということになったが許可された。飲酒なども祭り気分にならないようにすることになった。また、山蔵前の山飾りをおこなわない選択もあったようである。次第に戦時色が強くなってきたことがうかがわれる。太平洋戦争開戦の二か月前のことであった。

昭和一七年は、太平洋戦争一年目だったが、日中戦争から五年間曳山狂言が休みとなったのを復活してはという提案もあったが、投票により休止となっている。行事は前年に準じた形でおこなわれた。

昭和一八年の祭りは、九月の山組初集会などでの検討の結果、大正一二年の「祭典申合規約」に代わって新たに前書に「氏神祭典に際し、曳山狂言の執行並びに山鉾巡行の儀は、大東亜聖戦完遂まで自粛停止のほか止むなし」と断って、「大東亜聖戦下祭典暫定申合規約」が決められた。

今までの曳山狂言執行を前提とした祭典申合規約では、毎年協議して狂言休止として処理されてきたものが、その前提もなくして当初から

曳山狂言休止・曳山巡行なしという前提での暫定規約のもとでの祭りとなった。

この暫定規則では、九月の山組集會や取締總會において祭りも時局が切迫の段階にあるので、賑々しくおこなう曳山巡行などはもつとも慎むものとされた。かつ、今後警報の発令がいつあるかわからない状況下であること、今後の戦局の前途が見えてこないことや平和となっても早急な狂言執行はできないということから、全国に有名な長浜祭の祭典儀式だけでも子孫に伝えることが検討された。その結果、長刀組の古式祭典、山組の慣例となっている御神霊をお迎えし自町へ奉安することを一歩進めて敬神の誠をもって御神霊を御旅所に迎えてお帰りいただくという趣旨の祭典変更が議論されて、一〇月一〇日の山組總集會で一部変更して承認された。

表に比較しているように暫定申合規約では、従来の大正一二年の申合規約から曳山狂言・曳山巡行にかかる規約の条文は第一条で全て適用せずとし、新たに第二条から一条が決められている。なかでも警戒警報または、空襲警報が発令されたときは全て停止とあるなど、戦時体制下の祭りへ取り組みがよくうかがえる。

この一八年の祭りはつぎのとおりおこなわれている。

- 一〇月一三日 各山組起し太鼓、七時幣迎え・神輿渡御、
一四時籤取り・山蔵前山飾り・警報注意。
- 一〇月一五日 八時太刀渡り八幡宮着、同二〇分總取締の挨拶を受け、退列の挨拶で能舞台の一番山狸々丸出笛一声・囃子をおこなう。太刀渡り御旅所へ。
一〇時半官祭。

一四時各山組籤順により幣帛（御幣）を携え八幡神社に参進。總取締に挨拶して席札のところへ幣帛奉安し整列。一四時一番山より御旅所へ進発、神戸町角にて囃子で奉迎、御旅所神前入り、挨拶して幣帛を神輿堂内に奉安。末番山着席後の一六時三五分神輿還御。一六時五〇分戻り山。戻り山の間、二山組が萬歳樓後山と鳥新席にて囃子演奏。
一〇月一六日 九時までに幣送り。
翌年の一九年の祭りは前年と同様におこなわれたが、出征などのためか神輿の人員不足が問題となっている。

③ 戦後の曳山祭

昭和二〇年は、八月一五日の終戦により、九月の山組取締會や總集會では、敗戦の状況下のため曳山狂言・幣迎え・太刀渡り・神輿渡御の中止が決まり、官祭のみおこなわれている。

翌年の祭りは官祭が廃止、祭りも休止となった。一方で戦後の祭りの復活、活用など祭りのあり方などが議論され、祭りの休止・祭りの復活・曳山の活用・食糧問題解決・経費の節減と財源・学校教育と子ども狂言といった種々の課題などが話されている。このため祭典復興の委員會が立ち上げられている。曳山祭にとって大変な時期であったことはまちがいない。

昭和二二年九月の山組集會では、曳山狂言を執行した場合どのようなことになるのか、「進駐軍」を始め関係機関へ届けるなどの予備折衝が始められた。また京都祇園祭の状況なども報告されている。九月の山

組集会で最終的には曳山狂言は中止となったが、能舞台に仮舞台を設け、長浜市小谷丁野（旧湖北町）の振付に依頼して三役や子ども役者も整え、囃子を長浜市神照（旧長浜市）の人に依頼した。狂言については、せりふ入り脚本や役者や執行場所など英両文をつけて連合軍総司令部映画演芸係へ提出することになったが、幼児の演劇は和文のみでよいとされた。集会届も軍政隊長滋賀公安部長に提出とあり占領軍の軍政下の手続きが起きている。占領下の祭りの準備であった。

しかしこの子ども狂言も一〇月に起こった関東大水害の罹災者に遠慮して急遽中止となった。能舞台では長浜能楽会による奉納があった。狂言以外の祭りは、一〇月一三日の幣迎え・神輿渡御、同一五日の太刀渡りは進駐軍によって太刀を供出されたため休止したが、官祭・山蔵前で山飾り・神輿還御がおこなわれている。

この小谷の子ども狂言は翌二三年四月に行われた長浜市の市制五周年記念で復活し、二番組を八幡神社に高砂山、神戸町辻に孔雀山、御旅所に常磐山を出しておこなわれている。同年秋一〇月の曳山祭については、曳山狂言と太刀渡りが中止となったほかは、一三日の起し太鼓・幣迎え・神輿渡御、一五日の例祭・能舞台での本義会有志の狂言奉納・山組での山飾り・神輿還御は実施され、囃子もおこなわれている。一六日には幣返しという行事がおこなわれた。

昭和二四年は、曳山祭にとって曳山狂言復活への足掛かりとなる年であった。この年は豊臣秀吉を祀る豊国神社の豊公三五〇年祭に、修理中の常磐山を除く一一の山組が参加して、四月に曳山狂言が執行された。一一組を四組に分けて、それぞれの番組をつぎのように執行する形でおこなわれた。外題は忠義や殺す場面などがはずされ軍政部が承

認した四つの演目になった。

編成 一組 翁山・青海山・鳳凰山 馬方三吉

二組 壽山・高砂山・諫鼓山 阿漕が浦平次住家

三組 春日山・萬歳樓・孔雀山 義経千本桜道行

四組 月宮殿・猩々丸 二十四孝竹の子堀り

この演目で、一五日から一七日にかけて御旅所・八幡宮で一基の曳山が出て、四番組ずつを演じた。また各組内においても随時演じられた。これが曳山祭での曳山狂言復活への契機となった。一〇月の秋祭りは曳山狂言が中止となったほかは、太刀渡り・幣迎え・神輿渡御などの通常の行事がおこなわれ、曳山祭の春祭りへの変更が昭和二五年に引き継がれた。

④ おわりに

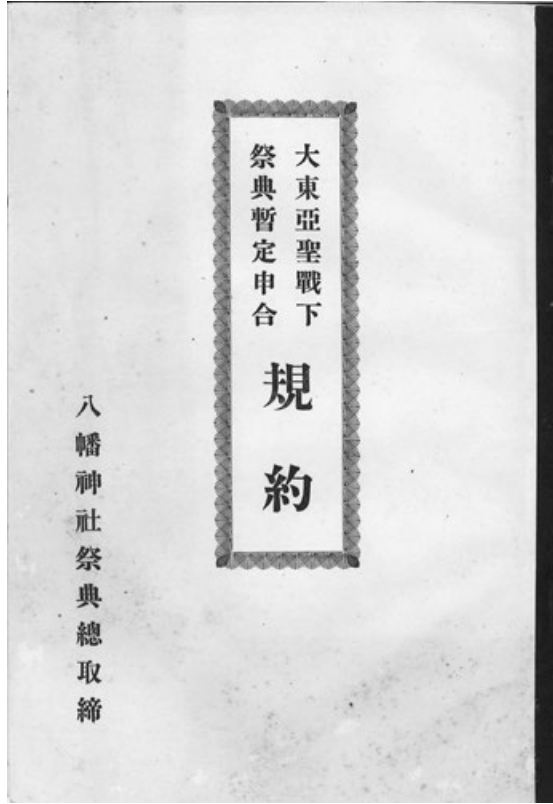
昭和二五年の四月から、一〇月例祭に執行となった長刀組太刀渡りを除いて、八幡宮の春祭りとして、曳山巡行・曳山狂言が三山組ずつ四年交代で復活することになった。こうして戦中から戦後にかけて一三年間の空白は伝承上も大変であったが、いずれにしても祭りをおこなう人々の、祭りや曳山狂言にかける地域への思いや文化継承への思いがうかがわれる。

長浜曳山祭申合規約 (大正12年4月祭典適用・大正13年9月祭典より実行)		大東亜聖戦下祭典暫定申合規約 (昭和18年10月10日議決)	
条項	条文の要約	条項	条文の要約
		前書	氏神祭典に際し曳山狂言の執行並びに山鉦巡行の儀は大東亜聖戦完遂まで自粛停止のほか止むなきに付、祭典申合規約を暫定的につぎのとおり定める。
1	祭典執行に関し、各組より役員を選出して祭典をおこなう。 氏子総代 2名 長刀組 2名 山組 各2名宛 七郷 2名	1	暫定規約に適用する。
2	前条の役員を取締(現負担人)と称す。		暫定規約に適用する。
3	取締は、各組に於いて選び、9月10日まで總取締(現總當番)に通告する。		暫定規約に適用する。
4	取締はその組を代表し、かつ責任を負う。		暫定規約に適用する。
5	取締に事故差支あるときは必ず相当代理人を選出する。		暫定規約に適用する。
6	祭典執行に関し、各組より役員を選出して祭典執行に関する事務を統括するため總當番を設ける。		暫定規約に適用する。
7	總取締は次の順序により毎年交代に事務を管理する。 1 常磐山組・青海山組 2 萬歳樓組・春日山組 3 月宮殿組・孔雀山組 4 諫鼓山組・翁山組 5 鳳凰山組・壽山組 6 狸々丸組・高砂山組 ただし、一順終わったときは、山組集会において組替をすることもできる。		暫定規約に適用する。
8	總取締に当たる山組は總取締係各6名を選出する。		暫定規約に適用する。
9	總取締として氏子総代、長刀組及び七郷より1名宛参加する。		暫定規約に適用する。
10	總取締は10月13日14日は社務所、15日は社務所、中間例席及び御旅所付近に事務所または出張所を設け、戻り山終了まで諸般の事務を司る。		暫定規約に適用する。
11	集会は3種とし、總取締が集会を招集する。 1、山組集会 2、総集会 3、臨時集会		暫定規約に適用する。
12	山組集会は毎年9月17日に開会し、曳山狂言執行に関する事項を決議する。		暫定規約に適用する。
13	総集会は第1条に定めた各組の総集会で、毎年10月8日に開会し、祭典執行に関する関係事項を決定する。		暫定規約に適用する。
14	臨時集会は總取締が必要と認めるときや、ほかからの要求があった事項に必要と認めるときは總取締が集会を招集する。		暫定規約に適用する。
15	山組集会の議決は過半数をもって確定する。 可否同数の場合は總取締が決定する。		暫定規約に適用する。
16	山組集会において投票となったときは、その投票は各1個と定める。總取締は投票できない。		暫定規約に適用する。
17	總取締費は13分し、各山組はその一分宛を、氏子総代・長刀組・七郷においてはさらに分けて適宜負担する。		暫定規約に適用する。
18	總取締は祭典終了とともに記録を作成し、かつ経費の精算を結了・賦課し、遅くとも10月23日までに次の總取締へ引継ぐこと。		暫定規約に適用する。
19	山組においては、曳山狂言に関する詳細書類、曳山据付場所、順路、電灯・電話線に係る事項など必要事項を10月5日までに總取締に申し出ること。		適用しない。
20	長刀組は山鉦据付場所、順路、電線および歩渡順路など必要事項を10月5日までに總取締に申し出ること。		暫定規約に適用する。
21	七郷は神輿還御に奉仕の人員および順路など10月5日までに總取締に申し出ること。		暫定規約に適用する。
22	氏子総代は神輿渡御および官祭に関する事項を総集会に報告すること。		暫定規約に適用する。
23	總取締は各山組の狂言に対し、10月7日までに演技時間を検し、短縮の必要と認めるときは訂正を要求し、なるべく各組40分以内均一に協調すること。		適用しない。
24	毎年長刀組および山組の幣遣いは10月13日午前7時までに参着し、長刀組は先頭、山組は抽籤で幣帛を拝受して順次帰町する。午前7時以後の参着は、抽籤をせず参着順により幣帛を拝受して帰町する。 各組とも参着の際は必ず總取締に挨拶する。		暫定規約に適用する。

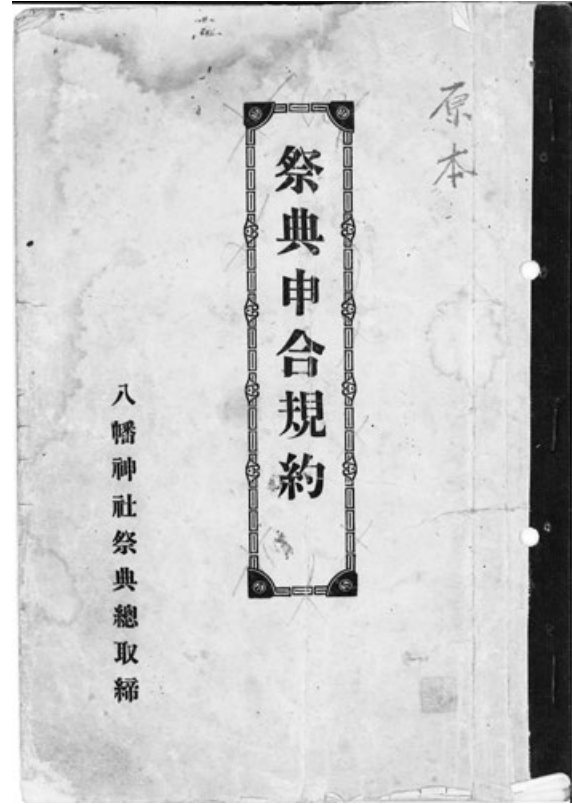
大正12年祭典申合規約と昭和18年祭典申合規約の比較表

長浜曳山祭申合規約 (大正12年4月祭典適用・大正13年9月祭典より実行)		大東亜聖戦下祭典暫定申合規約 (昭和18年10月10日議決)	
条項	条文の要約	条項	条文の要約
25	両神前そのほかの献灯の席順は、幣帛拝受の順位によりその年の10月13日より向こう1年間この順位に準拠する。 ただし、恒例による特別なものはこの順位に限らない。		暫定規約に適用する。
26	長刀組は10月14日に山鉦を旅所に据付ける。		暫定規約に適用する。
27	両神前における曳山据付執行順位は抽籤により毎年おこなう。		暫定規約に適用する。
28	前条の順位の設定は、毎年10月13日午後2時に各山組取締役および籤取人各1名社務所に参集し、本社幣殿において総取締役会のうえ執行する。 幣殿着席順は玉鬮で定める。 本鬮抽籤の順次は着席順によらず、さらに玉鬮をもって定める。 すべて社司および総取締役の指揮に従う。		暫定規約に適用する。
29	10月14日山送りは晴雨にかかわらず正午12時を期して末番より順次本社神前に曳付け、予定の位置へ据付完了する。 自町曳き出しの際は次山に通知する。 各組とも神前到着および据付終了の際は、必ず総取締役および前後の山組へ挨拶する。		適用しない。
30	役者戻りは一番山着席のうえ、総取締役の指揮により末番山より順次整列、次山組へ挨拶のうえ帰町する。 舞台面飾付取り外しおよび雨具を用いることは、その組退列後に着手する。 見送り取り外しは総取締役の指揮による。		適用しない。
31	雨天と認めた場合は、その状況を前後の山組に挨拶の上、雨覆いに着手する。急雨のときはこの限りでない。 15日当日雨天急雨の際の雨具に関しては、本条規定を準用する。		適用しない。
32	官祭は10月15日午前6時に終了するよう準備する。		適用しない。
33	山組朝渡りおよび長刀組歩渡りは協調のうえ、当日午前8時までに終了する。 到着の際は総取締に挨拶する。 各山組とも10月15日午前5時までに山飾りを終了する。		適用しない。
34	長刀組が予定の位置に着いたときには、總當番は退列を促す。長刀組退列のときは古例に準じ退列の表示をおこなう。 本社退列後、旅所神前に参拝し終って幣帛および具足を堂内の規定の場所に飾付け、3名を超えない程で警衛する。		暫定規約に適用する。
35	前条の退列表示があれば一番山は直ちに総取締役および次山組へ挨拶のうえ、神前に据付け開始すること。以下順次間断なく開始執行する。 一番山故障のため据付け開始することができないときは、総取締は次山組を繰り上げ、その旨を各山組に通告する。 一番山の故障解除の場合、前項の通告を総取締役がおこなってあれば、一番山の復活はない。この場合は曳山据付執行抽籤順位によらず、故障のあった山組を除いた執行順位をもって開始する。 以下山組においても故障開始不能のときは総て本条規定を準用する。 山組故障解除したときは、直ちにその旨を総取締に申告し、その指揮に随うものとする。この場合において総取締は事情を取調べ臨機の処置ができる。 旅所曳山据付順位は、前各項適用の場合も変更はしない。		適用しない。
36	曳山狂言開始席の位置はつぎのとおり定める。 1 本社 神前 2 宮町 麻屋例席 3 金屋町 シンコヤ辻例席 4 片町 銭作例席 5 神戸町 一八屋例席 6 大手町 川崎辻例席 7 御旅所 神前		適用しない。
37	前条の各席は空席とせず、間断なく曳山据付け開始すること。 前席の空いたときはたとえ狂言開始中でも中止して曳付ける。 狂言終了したときは前席の如何にかかわらず、その席を次山組へ譲る。 一番山は旅所神前に曳山狂言終了まで点灯せず、電灯が点火しても一番山に限り点火しない。		適用しない。
38	二番山以下は、先山旅所神前開始中に必ず豊橋(みのり橋)以東付近に曳進し、諸準備を整え、先山着席の挨拶があれば、直ちに神前に曳つけ執行する。		適用しない。
39	各山組は旅所神前へ曳付け執行するときは必ず総取締へ挨拶する。着席終わったときは総取締役および前後山組へ挨拶をする。		適用しない。

40	山鉾山組の点灯は電灯の点灯と同時に点火する。電灯故障の場合は総取締が指揮する。	適用しない。
41	末番の山組は翌日午前1時までに旅所へ着席する。総取締その挨拶を受けたときはただちに社司および七郷へ神輿還御の儀を促す。	適用しない。
42	末番の山組着席と同時に一番山囃子をおこなう。一番山の囃子をおこなうときは、二番山以下ともに囃子をおこない、もって戻り山の式を開始する。	適用しない。
43	末番山着席の挨拶が総取締からあったときは、社司および七郷は神輿還御の儀をおこなう。神輿が堂を出御すれば、再び堂内に担ぎ入れることはできない。	適用しない。
44	神輿旧札ノ辻を東へ還御したときは、古例により長刀組を先頭に各山組着席順をもって順次相互に挨拶のうえ、間断なく曳出し戻り山の式をおこなう。	適用しない。
45	戻り山が終了した当日各山組はその組内において後宴をおこなう。	適用しない。
46	本規約に記載なき事項であっても古来より良好なる慣例は尊重する。	適用しない。
47	山鉾および曳山進行中は特に諸電線および瓦斯などに十分注意をし、故障のないように各監督をすること。もし破損させた場合は復旧費のほか損害が生じたときはその組単独の負担とする。	適用しない。
48	本規約の修正加除の必要があるときは、総集会において規則の修正加除をする。	適用しない。
49	本規約は、大正13年9月より実行する。	適用しない。
50	大正12年4月祭典において本規約を適用できる各条項は全てこの規約に準拠する。月の差異はあるが適用できるものは準拠する。	適用しない。
		2 各山組は15日までに本社神前に参通し、同2時30分一番山より順次御旅所神前入りをする。ただし、末番山組は神輿還御の発表時刻30分前に着席しなければならない。
		3 神前入りをするときは、豊橋東詰に止まり、必ず総取締および前後の山組へ挨拶をし、着席終わったときも同じく挨拶をする。
		4 山組は、豊橋より次の序列をもって御旅所神前入りをおこなう。 1、陣提灯一对1、金棒一对1、幣帛1、組内一同供奉
		5 各山組御旅所着席のうえは、幣帛を神輿堂内に奉安する。
		6 神輿堂御前にて堂内奉安の幣帛を申し受ける。
		7 末番山組着席したときは総取締は直ちに社司および七郷へ神輿還御の儀を促す。
		8 前条の挨拶があったときは、社司および七郷は神輿還御の儀をおこなう。
		9 神輿が旧称「札ノ辻」を東へ還御したときは、古式により長刀組を先頭に山組は着席順をもって相互に挨拶のうえ、間断なく戻り山の式をおこなう。
		10 本暫定申合規約は、晴雨にかかわらず実行する。ただし、時宣により総取締は臨機の処置をすることができる。
		11 警戒警報または空襲警報の発令があったときは全て停止する。
		12 本暫定申合規約は、昭和18年10月の秋季祭典より実行する。



昭和18年改正祭典暫定申合規約



大正12年祭典申合規約



昭和12年10月15日 長浜曳山祭 国威宣揚武運長久祈願祭記念写真